

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10月改正版)

点検年月日		
事業所名		
記入担当者	職名	
	氏名	
加算種別	処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) / 特定処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ・区分無し) ベースアップ等支援加算(有・無)	

記入にあたって

本票は、福祉・介護職員処遇改善加算等を申請している事業所において、当該加算の取得基準を満たしているかを確認するための点検表です。

1 「点検内容」の記入について

下記の分類により、該当する欄(口内)に赤字でチェックを入れてください。

「適」：事項の内容を満たしている(行っている)。

「否」：事項の内容を満たしていない。(例：サービス提供責任者の員数が少ない等)。

2 作成後の活用について

本票で自己点検ができますので、適正な事業運営に御活用ください。

なお、福岡市が実地指導等を行なう際には、資料として提出をお願いいたします。

確認事項に不明な点等がありましたら担当まで御連絡ください。

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10月改正版)

点検項目	点検内容	点検結果		点検書類
		適	否	
福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善(以下「賃金改善」という)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ・賃金を改善したことがわかる書類 ・賃金台帳 ・給与明細・就業規則 ・賃金規程 ・職員に周知した記録・労働保険料納付関係書類
	(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額を上回る賃金改善を実施できているか。 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定したうえでやっているか。 ※ 当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増加分は含めることができるが、下記(7)～(10)に掲げるキャリアパス要件等の取り組みにかかる経費は含めることができない。 ※ 賃金改善の対象職種は、次のいずれかの職種とする。 ※ 法人役員であっても、福祉・介護職として勤務実態があり、その労働の対価として支給されている金銭が給与の性質を有している場合は、加算対象となる。ただし、勤務形態一覧表や雇用契約書等で、福祉・介護職としての勤務実態がわかるものを整理しておくこと。 [対象職種] ホームヘルパー(サービス提供責任者を含む)、生活支援員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員、夜間支援従事者、共生型障がい福祉サービス等事業所及び特定基準該当障がい福祉サービス等事業所に従事する介護職員 [対象外の職種] 法人の役員、管理者、サービス管理責任者、看護師、調理員、事務員など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10 月改正版)

点検項目	点検内容	点検結果		点検書類
		適	否	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(6) 労働保険料の納付が適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 【キャリアパス要件1】 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (i) 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む)を定めているか。 (ii) (i)に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めているか。 (iii) (i)(ii)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業規則 ・賃金規定等 ※職員の職責、職務内容に応じた「任用要件」及び「賃金体系」を整備した書類 ・職員に周知した記録
	(8) 【キャリアパス要件2】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (i) 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換をしながら、資質向上の目標及び(ア)(イ)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているか。 (ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行っているか。 (イ) 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施しているか。 (ii) (i)の内容について全ての福祉・介護職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・研修計画 ・研修の実施記録等 ・資格取得のための支援に係る記録 ・職員に周知した記録

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10月改正版)

点検項目	点検内容	点検結果		点検書類
		適	否	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<p>(9) 【キャリアパス要件3】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (i)福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けているか。 具体的には次の(ア)～(ウ)までのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>(ア)経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>(イ)資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。 ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても、昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>(ウ)一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。 ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>(ii)(i)の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知しているか。</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給に係る規程・人事評価の書類等 ・職員に周知した記録
	<p>(10) 【職場環境等要件】 届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知しているか。</p>	□	□	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善の実施内容が分かる書類 ・職員に周知した記録

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10 月改訂版)

点検項目	点検内容	点検結果		点検書類
		適	否	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の(1)から(8)及び(10)に掲げる基準のいずれにも適合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の(1)から(6)及び(10)に掲げる基準のいずれにも適合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の(7)又は(8)に掲げる基準に適合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特定処遇改善加算Ⅰ	(1) 障がい福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障がい福祉人材等」という。)の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ・賃金を改善したことがわかる書類 ・賃金台帳 ・給与明細
	(2) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障がい福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障がい福祉人材」という。)のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 【A グループ】経験・技能のある障がい福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、【B グループ】障がい福祉人材(経験・技能のある障がい福祉人材を除く。)及び障がい福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるもの(※)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 「障がい福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるもの」とは、【C グループ】障がい福祉人材以外の職員であって、個別の障がい福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、【B グループ】障がい福祉人材(経験・技能のある障がい福祉人材を除く。)に分類することができる。ただし、賃金改善前の賃金がすでに年額 440 万円を上回る者の分類は変更できないものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年10月改正版)

点検項目	点検内容	点検結果		点検書類
		適	否	
特定処遇改善加算 I	(4) 【B グループ】障がい福祉人材(経験・技能のある障がい福祉人材を除く。)及び障がい福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、【C グループ】障がい福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となっているか。 ※ 【C グループ】障がい福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が【B グループ】障がい福祉人材(経験・技能のある障がい福祉人材を除く。)及び障がい福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ・賃金を改善したことがわかる書類 ・賃金台帳 ・給与明細 ・職員に周知した記録
	(5) 【C グループ】障がい福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回っていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障がい福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障がい福祉人材等に周知し、市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額を上回る賃金改善を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 事業年度ごとに障がい福祉人材等の処遇改善に関する実績を市に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 【配置等要件】 福祉専門職員配置等加算又は特定事業所加算のいずれかを算定しているか。 ※ 重度障がい者等包括支援、施設入所支援、短期入所にあたっては配置等要件なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 【職場環境等要件】 届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10 月改正版)

点検項目	点検内容	点検結果		点検書類
		適	否	
特定処遇改善加算Ⅰ	(11) 【見える化要件】 (10)の処遇改善の内容等について、ホームページへの掲載等により公表しているか。 ※ 令和3年度及び令和4年度については、情報公表システムの改修予定があるため、算定要件ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・処遇改善の内容について、公表していることがわかるもの
特定処遇改善加算Ⅱ / 区分無し	(1) 特定加算(Ⅰ)の(1)から(8)及び(10)に掲げる基準のいずれにも適合しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特定加算における職員分の変更特例	(1) 【B グループ】他の障がい福祉人材について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続 10 年以上の職員で【A グループ】経験・技能のある障がい福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいた場合、市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・職員分類の変更特例に係る(実績)報告
	(2) 【C グループ】障がい福祉人材以外の職員について、個別の障がい福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、【B グループ】他の障がい福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいた場合、市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ベースアップ等支援加算	(1) 賃金改善に要する費用の見込額が、ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているか。 ※ 処遇改善加算を算定していることが要件となる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス等処遇改善計画書 ・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ・賃金を改善したことがわかる書類 ・賃金台帳 ・給与明細・就業規則 ・賃金規程
	(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額を上回る賃金改善を実施できているか。 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げによって行っているか。 ※ 賃金改善の対象職種は、次のいずれかの職種とする。 【対象職種】 ホームヘルパー(サービス提供責任者を含む)、生活支援員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員、夜間支援従事者、共生型障がい福祉サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

福祉・介護職員処遇改善加算等自己点検表(R4年 10月改正版)

	<p>等事業所及び特定基準該当障がい福祉サービス等事業所に従事する介護職員 なお、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、ベースアップ等支援加算は、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するもの。</p>			
	(4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
変更の届出	<p>(1) 障害福祉サービス等処遇改善計画書、計画書添付書類に変更がある場合、変更の届出を行っているか。</p> <p>① 会社法による吸収合併等による、処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合 ② 複数の事業所等について一括申請を行う事業者において、当該申請に係る事業所等に増減があった場合 ③ 処遇改善に関する内容について就業規則を改正した場合 ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合 ⑤ 特定加算に係る配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する特定加算の区分に変更が生じる場合</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・福祉・介護職員 処遇改善加算等 変更届書